HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロイド・ジョージとヨーロッパの再建（４・完）
Author(s)	吉川, 宏
Citation	北大法学論集, 14(2), 1-32
Issue Date	1963-12-15
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16029
Type	departmental bulletin paper
File Information	14(2)_p1-32.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

ロイド・ジョージとヨーロッパの再建 (四)・(完)

吉川宏

目次

はしがき
第一章 ロイド・ジョージ外交の条件と課題
第一節 象徴の遺産
第二節 人民的統制の諸様相
第三節 「実際問題」の解決 (以上本誌第一三巻第二号)
第二章 現実主義的平和構想
第一節 国際連盟と現実政策
第二節 軍縮案の基本目標
第三章 国家的インセキュリティの極小化
第一節 「カルタゴ式講和」との対立
第二節 保障条約 (以上本誌第一三巻第三・四合併号)
第四章 ヨーロッパの安定とロシア
第一節 和睦の諸前提
第二節 人民外交と干渉政策

第五章　賠償問題をめぐる世論と外交
第一節　ムード対政策
第二節　「戦費」対「損害賠償金」（以上前号）
第三節　「政治のプロテウス」（以下本号）
むすび

第五章　賠償問題をめぐる世論と外交

第三節　「政治のプロテウス」[1]

一　平和会議に提出する賠償案作成の段階で既に、「専門家達」の賠償総額についての算定額は大きなひらきのあるものであったし、また彼らの意見の相違はそのまま平和会議に持ち込まれたのであった。前節で考察したように、賠償についてのロイド・ジョージの方針は、ケインズの案とサムナー＝カンリフの案とを振幅の極として揺れ動いたのであった。彼は、基本的な考えで本質的に対立している二つの案のどちらにも完全にかかわろうとせず、彼を取り巻いたその時々の状況に影響されながら、時には一方へ傾き、時には他方へと傾いて、彼の方針に首尾一貫性を欠いていた。彼は、彼の専門家達の間で、ベイカーのいう「超然政策」(policy of aloofness)をとっていたといえるかもしれない。[2]最終的には、彼は、主として英仏の議会や世論の状態を理由に、平和条約には賠償総額を記載しないことを求め、そのように取り決めることに成功したのであった。彼がこの方針を採ったことについての評価には著しい相違がみられる。ロイド・ジョージの機会主義（オポチュニズム）を批判する者は、彼の採った方針に、平和会議における具体的審議の中で選挙

の公約履行の不可能なることをみてとり、しかも選挙民に真実を語る勇気を欠いた彼の責任逃れの遣り口をみる。他方、戦後の状況の特異性を重視し、そこに問題解決の困難を見出だす者は、彼の機会主義を批判するよりも、むしろ右の解決方法に彼の天分の発揮をみる。[3] ニコルスンは、巨額な償金要求の政治的問題を、「当面の大衆的要求」と「究極の国民的利益」との衝突に見出し、ロイド・ジョージは、この衝突を回避するため、賠償総額を平和条約に記載しないという「巧妙な案」を発展させた、と指摘している。[4]

本稿におけるこれまでの考察からも、ロイド・ジョージの外交政策上の課題が、諸々の問題で、「当面の大衆的要求」と「国民的利益」との調整にあったことは明らかであろう。賠償問題については、特に、右の調整の失敗から、問題の不合理な解決が余儀なくされたと指摘されてきた。それでは、世論が平和会議に侵入したといわれる一九一九年の講和において、大衆的要求は、この賠償問題で、本当に会議の審議に介入したのであろうか。われわれは、既に、彼の政策が「大衆の世論」に強くとらわれていたという場合、外交への大衆の世論の介入は、会議で押し進めようとする政策に対する、国内的統制についての一定の認識に立った、指導者の側における世論の受け止め方に強く関連した問題であることを指摘してきた。(第一章第二節 三) そこで、問題の国内からの要求ということを、賠償問題の実質的審議のなされた段階で、イギリスにおけるいかなる政治状況が実際にロイド・ジョージの重大関心事となっており、他方いかなる諸力が実際に賠償問題の審議に国内から働きかけていたかについて検討してみることとする。

一九一八年一二月の総選挙後の政治状況について、まず第一に指摘されねばならぬことは、総選挙の時の状況を特徴づけていた排外主義的ムードが、社会の底辺においては、稀薄化したことである。[5] 一九一八年末から翌年春にかけて、イギリス社会の最大関心事は労働問題であった。労働者大多数の関心は彼らの日常的な利益に向けられていたの

である。彼らの関心は、あらためて、強く「改造」に向けられていた。そして、労働不安に揺れ動く国内のこの状況こそ、パリにいたイギリス政府指導者の重大関心事であった。ロイド・ジョージは、一九一九年二月、労働不安収拾のため急遽帰国しなければならなかったのであり、そして下院で、「私はこの〔労働不安の〕問題ほど当院にとって認知するに重要ないかなる問題も思い浮かばない」と述べている。[6]彼は、この演説の中で、労働不安の原因として、戦時中の特殊な労働条件が労働者階級の精神的平衡を破壊し、このことによって彼らの不満や不平が増大するようになったことを指摘している。[7]戦後のヨーロッパ諸国における革命運動の拡大とイギリスにおける労働運動の高揚とは、旧来の秩序全体の動揺を彼に感知させずにはおかなかった。彼はリッデルに、「これからの五年間は世界にとって試錬の時だろう。現在あるような形の文明はひどく緊張させられるであろう」と語っている。[8]このように、労働不安に直面して、労働者階級の不平・不満を取り除くことが当面の重大課題であった以上、政府指導者は、この課題にかかわりながら講和の政治を指導してゆかねばならなかったのである。三月初旬パリへ戻った後、同月中旬、ロイド・ジョージは、労働不安収拾のため再度帰国することを内閣から要請された。その際、彼は、「講和の仕事をなしとげるのが最も大事なことだと思うから、できるなら私はパリに留まるつもりだ。平和会議は労働者階級に反作用を及ぼすだろう」と語っている。[9]

以上の考察から明らかなように、パリにいた政府指導者は、国内の政治状況のうち、労働不安に最も大きな関心を払わずにはおられなかったのである。この問題の次に、ロイド・ジョージを不安にしたのは、一九一九年に入ってから行なわれた補欠選挙等における連立派の不振であった。[10]パリで講和の仕事に没頭しながら、彼は国内から伝わるかかる情勢を気にせざるをえなかった。四月初旬に行なわれたハル選挙区での連立派の敗北は、タイムズによって、連

立派から野党への投票移動として大きく取り上げられた。[11] 四月一一日、パリで、ロイド・ジョージは、当時国内情勢検討のためパリへ来ていたボナ・ロー等とこの敗北について話し合った。後者がこの敗北を投票の移動として重要視したのに対し、前者は一応、敗北の原因を保守党候補個人の問題に帰せしめたが、しかし前者と共に、政府が勢力を失なったことを認めざるをえなかった。この会話の中で、ロイド・ジョージは、この勢力後退を不可避のものと述べ、補欠選挙での敗北は休戦直後に総選挙を行なったことの賢明さを示すものであると述べた。「不安と不満の時期」が戦争後には生ぜざるをえないが、「しかし講和が達成されてしまった時、国民がわれわれは事を成し遂げつつあると知る時、一般の人心は静まって、もっと理性的な態度をとるようになるだろう。」[12] このような彼の発言は、政治情勢の複雑さと政府指導者の困惑を伝えるものである。ボナ・ローは悲観的であった。彼の心を捉えていたのは、石炭業の国有化とその民主的管理に対する労働者の要求であり、予算の問題であった。ロイド・ジョージは述べている。「民衆は社会改良に熱中している――私はこのことを確信している」[13]と。政府指導者達は社会改良に対する民衆の要求をこそ問題にしていたのであり、他方労働諸組織の講和に対する要求は、ウイルソンの諸原則の実現に向けられていた。四月三日、労働党と労働組合会議（TUC）の臨時大会は、国際連盟案を彼らの理念と合致したものとすべく、二三項目にわたる修正条項を採択したのであった。[14] 賠償問題の基本原則が取り決められようとしていたこの時期に、賠償に対する大衆的要求といったものは、実際にはみられなかったのである。

賠償についての総選挙の公約の実現をこの時期に強く要求したのは、下院の保守党議員とノースクリッフの新聞であった。下院の保守党議員の大多数である二三三名は、四月八日、連署してロイド・ジョージの選挙公約実現を要求した電報をパリのロイド・ジョージに送った。彼らは、「選挙民が常に期待してきたし――またなお期待している」と

いうことで、戦費を含めた損害に対する完全な明細書を平和会議に提出することを求めたのである。[15] ロイド・ジョージを不安にさせたのはこの「議会の叛乱」であった。先に引用した四月一一日のボナ・ロー等との会話で、ロイド・ジョージは、彼らの要求に対し、必要とあれば総選挙を行なうつもりだと返信したと語っている。しかも彼は、総選挙を行なったら、労働党が、絶対多数を得ることがないにしても大いに進出するだろうというリッデルの見解に同意したのであった。[16] 彼らの間でこのような見解がとられていたということは、先述した当時の政治状況、労働党の政策等から考えて、パリにいた指導者が、巨額の償金が大衆の要求であるより保守党議員の要求であったのを認めていたことを示唆するものであろう。実際、彼が会議で、賠償総額について国内からの要求を云々した時、彼は主として議会の要求を問題としたのであり、民衆を満足させる案ということが問題にされたのは、賠償項目に恩給や扶助料を加えようとした時であった。賠償支払総額を低く押えた案が受け容れられえなかったことの政治的理由は、大衆が、二四〇億ポンドより少ない額、例えば三〇億ポンドは取るに足らぬと叫んだことにではなく、保守党議員達が選挙民の要求としてそのように打ち出したことにあったのである。しかも、一九一九年の議会は、近世英国議会史上、最も愚鈍で、最も民意を代表すること少ないものの一つであった。

さて、次に、国内からの圧力ということで、最も重要な役割を果たした新聞について検討せねばならない。平和会議の進行状況を国民に伝え、人工的熱狂の持続に努め、そしてイギリスの「世論」をパリにいるイギリス政府指導者に申し渡し、彼らを憤激させ、あるいは不安にさせたのは、主としてノースクリッフ系紙であった。ノースクリッフのロイド・ジョージ攻撃はクーポン選挙後も継続していた。彼は、タイムズのロイド・ジョージ攻撃は手ぬるいとして、二月初旬、その編集長をドーソン（Dawson, G.）からスティードに代えた。[17] タイムズは、新編集長の下で、三月下旬

から四月中旬にかけて、スティード自身のパリにおける個人的活躍もあって、ロイド・ジョージにかなりの心理的圧力をかけている。四月に、スティードはタイムズの「方針に関する覚書」を書いて、フランスに静養中だったノースクリッフに送った。その中で、彼は、タイムズの最も基本的な方針として政府からの独立をあげ、「この独立は、われわれが国民的利益と考えることについて、政府あるいは大臣がそれを促進しているか、なまぬるいか、疎かにしているかに応じて、友好的、中立的あるいは敵対的となるでありましょう。いかなることがあろうと、どのような個人的支持の保証も国民的利益との関係をさておいて与えらるべきではありません」[18]と、書いている。三月から四月にかけてのタイムズの立場は、政府に友好的でも中立的でもなかった。スティードは、ロイド・ジョージあるいは彼の政府が国民的利益を疎かにしているとみていたといえるであろう。タイムズは、ドイツに連合国の戦費全額の支払を義務づけることを、ロイド・ジョージの公約と宣伝し、公約の履行を求めたのであった。四月一一日のタイムズは、ロイド・ジョージの帰国が予定されたことを報じ、また「償金」と題する論説を載せている。この論説は、総選挙の際にブリストルで、ロイド・ジョージが、ドイツに対する連合国の戦費支払要求の権利について演説したことを取り上げて、次のように主張している。「われわれの関心はロイド・ジョージ氏に反対してこの問題を前以って判断することではなく、一般人心の希望をかきたてた事例で、彼が履行しなかったもののあることを示すことにある。これは平和会議のニュースが明らかにされてきた方法の欠陥かもしれぬが、この賠償問題の進行状況についての説明はすべて最も不満足なものであった。」ロイド・ジョージが帰国したら、賠償要求の総額が条約に明記されぬ理由や、平和条約による賠償委員会がその任期を三十年を限度に設立される理由が、説明されるだろうと[19]。翌一二日のタイムズは、ハル選挙区での与党候補の敗北を大きく取り上げ、平和会議の審議に対し大衆はますます我慢できなくなっていると報じた[20]。

タイムズの政府批判は、下院の保守党議員に大きな影響力を揮ったといえる。例えば、償金取り立て公約の履行を迫った、保守下院議員大多数による電報発信事件について、スティードは、彼見身は右の電報が発信されるまでの内情に関知しなかったが、彼の情報がノースクリッフを通じてイギリスの議員達に伝えられ、またノースクリッフは、公約履行を迫るため彼らの署名を集めてロイド・ジョージに電報で送るようケネディ・ジョーンズに勧めたであろう、と書いている。(21) ノースクリッフ＝ケネディ・ジョーンズによる働きかけは、下院保守党議員を動かし、彼らの「叛乱」へと導いた。ここで、「戦争で旨い汁を吸ったかのごとく見える人相の悪い」議員達と排外主義宣伝の中枢機関たる新聞は堅く提携したのである。

三月末から四月初めにかけての、タイムズの運動は、パリにいた政府指導者にいかなる衝撃を与えていたであろうか。四月五日に、リッデルは、「今週は批判と警報の一週間だった。四人会議がその審議をきわめて秘密に行なってきたので、一般国民や新聞は知りたがりかつ批判的となった。ノースクリッフ紙とフランスの新聞は殊にそうであった」と書いている。(22) この時期に、ロイド・ジョージは新聞からの批判にきわめて顕著な反応を示している。三月二五日のタイムズに、戦費全額のドイツによる負担を要求し、軍事公債の没収を提案した、クロード・ラウザーの覚書が載ったが、ロイド・ジョージは、二八日にリッデルとの会話の中で、ラウザーの提案を「勿体振った愚かな提案」と批評し、「この提案は殆どのひとびとがいかにわれわれの直面している困難を理解していないかを示している、われわれの方は進捗している。われわれは漸次接近しつつある。新聞に現われたこれらの攻撃は最も有害である」と語っている。(23) また四月五日、ノースクリッフの新聞が彼を「ドイツびいき」と書いたのは彼に対する中傷であるとして、ロイド・ジョージは、ノースクリッフに対する公の反撃開始をリッデルに告げ、「私は彼〔ノースクリッフ〕に、『貴方は

私を誰に代わらせたいのか。ボナ・ローとバルフォアは共に私と同意見なのだから、彼らも等しく好ましくないのだろうね』と質問してみたいものだ」と語っている。[24]

ロイド・ジョージのこれらの言葉に、リッデルは、ノースクリッフが平和会議の審議の遅滞やその沈黙を批判する資格のあること、[25]新聞により多くの情報を提供すべきことを説き、また秘密主義は不利な批判を招くであろうと再三にわたり強調している。[26]リッデルの助言の背後には人民外交の直面していた特異な状況がみられる。既に考察したように(第一章第二節三)、平和会議の当初から、ロイド・ジョージは「世論の雑音」による講和を回避しようとしていた。彼の考えは、四人会議の成立をもって、その究極点に達したのである。[27]四人会議の秘密主義は、審議内容の漏洩を防ぎ、会議の審議が外からの雑音で攪乱されるのを排する点で、四人会議における折衝に有効に働いたといえるであろう。しかし、秘密主義はそれをとっている指導者に対する追随者の信頼を根底にしていない限り、追随者の不満を増大させるだけであった。秘密主義が強化された時は、また保守党員の不満が表面化してきた時期であった。かくて、秘密主義は「雑音」を阻止するより、会議の外での「雑音」をますます激しくさせただけであった。四月九日、リッデルは、「平和会議中のロイド・ジョージの精神と行動を分析しようと努めることは興味あることだ」として、彼の日記に次のごとく記している。「彼がより専制的となり、批判に対してはより不寛容となり、また秘密主義に固執するようになったのを否定するのは無益である。いかなる君主や皇帝といえどこれ以上に専制的やり方で会議を進めえたことはなかった」と。

ロイド・ジョージがこのように国民の前に専制君主に似た姿で立ち現われた場合、彼の行動や精神状態は自己の政策に対する確信でみたされていたであろうか。全く逆であった。会議の中での彼の方針が揺れ動いたように、新聞向

・けの発言や態度も、情勢の変化につれて変わっている。三月三〇日、彼は議会や国民の動きを気にしながら次のように語っている。「もし一般国民と議会が事実を知ったら、彼らはこの会議の政策を支持するだろうと私は信じている。私は議会をよく知っているし、私の立場を説明する演説をしたら、議会は会議の政策を支持するだろう。一般国民も同様だと思う。この種のことには条理がなければならない」[29]と。当時、彼は恩給と扶助料を賠償に含めることで、ウイルソンと争っていた。英仏代表との論戦に疲れて、四月初め、ウイルソンは病床にふしてしまった。するとロイド・ジョージは、四月四日に突然、フランスの新聞において彼を批判していた三名の主たる批判者を食事に招き、その際彼は大原則の使徒であるかのごとく彼らに語り、また彼は、一九一八年一月の「平和宣言」と矛盾しないような講和でなければ、彼は決して条約に調印しないだろうと彼らに確言したといわれる[30]。他方、リッデルは、四月九日の日記に、償金について語るロイド・ジョージの調子が非常に変わったようだと記し、彼が、ドイツは一銭一厘の果てまで支払わねばならぬと言ったり、義務の履行を拒んだ場合には、経済封鎖によってドイツを強制しうると述べた、と書いている。リッデルは、ロイド・ジョージの態度の変化が、償金問題で強硬になってきた国内の感情のせいかもしれぬとしている[31]。

このような彼の態度は、賠償問題における決定作成に大きく作用したのであった。彼は、その決定作成に当たって、イギリスの議会や一般国民の要求していることに反するとして、アメリカ案の採択を拒んだのであった。このことは問題の解決を「政治的解決」へ向わせる大きな要因となった。例えば、債券発行額を審議した四月一〇日の専門家会議で、アメリカ代表ラモントは、最初の発行額を最小限のものに抑えるべきことを提案し、条約により設置される賠償委員会による債券の追加発行の可能性を示唆した。この時、ラモントは、この方策を支持するに当たり、ウイルソン

によって考えられていた一つの点は、政治的なものであったと述べている。ラモントの観察では、もしも最初の債券発行があまり高額のものであれば、それは損害賠償の全額を示すものだという印象が一般化するであろうし、他方それが新聞であげられてきた額よりも低ければ、勿論それは全額を表わすものと受け取られる。ラモントは、この政治問題が、英仏に関係するものであって、合衆国に関するものではないと述べた。[32] 問題の政治的解決という点で、ラモントは、ロイド・ジョージやクレマンソーが、選挙民の意向を読み違えていると考えていた。ラモント等アメリカ代表は、ロイド・ジョージが帰国して、議会で演説して、ドイツの支払能力に関する選挙前の推定額は誤っていたと思い切って明らかにしたら、彼は圧倒的な支持を獲得するだろうと断言までしたという。[33]

実際、ロイド・ジョージは「議会の叛乱」を収拾すべく帰国した。彼の回顧録で強調されているように、彼が賠償問題の合理的解決を真に望んでいたのなら、この時点で彼がなすべきであったことは、目標を明確に設定し、平和会議で語られている意見を明らかにして、議員達の理性を喚起し、あるいは合理的解決を求める集団の中に彼の政策への支持の基盤を発見し、大衆が真に求めていることに応じた解決策を提示することであったといえよう。だが、帰国して彼が行なったことは「議会」の状態に機会主義的な適応をみせることでしかなかった。それは選挙の公約を糊塗することでしかなかった。四月一六日、下院での演説で、ロイド・ジョージは主としてロシア問題と賠償の問題について論じた。これら二つの問題は、保守党員の説得という面から無関係なものではなかった。ボルシェヴィキの脅威と対独抑圧政策のもたらすものとを結びつけ、ドイツに対する融和政策を説くことは、彼によってフランスの対独抑圧政策緩和のためにとられた方法の一つであった。彼は、この時の演説で、まずロシア問題について論じ、次いで賠償問題を論じたのであった。

ロイド・ジョージは、賠償問題を、彼の「平和宣言」で明らかにされた条件が国内各層の同意を得たものであったことを指摘することから説明した。[34] 総選挙の公約については、彼や彼の同僚が、今や恥としまた逃げ出そうとしている宣言へ突き進んだという考えが現われているが、彼自身は少しもそれから逃れようとはしていないと述べた。総選挙の際の公約は、あらゆる政治指導者の公約であったこと、履行しえぬことを公約したのではないこと、そしてあらゆる公約が連合国によって提出される諸要求の中に具体化されていること等を、彼は説いた。[35] 公約は実現されようとしているから、議会はあまり平和会議の審議に介入してくれるなというのが、彼の望んだことであった。間違った報道から誤解が生じ、それを否定したり説明することのために平和会議を留守にせねばならぬ状態の中で、外交折衝を行なうことなどできない。[36] このような点を指摘したのに続けて、彼は、保守党議員が問題にするところの「信ずべき筋」の報道が、いかに信ずるに足らぬものであるかを強調した。ノースクリッフは、一九一八年一一月、彼の考える講和の条件を公表したが、償金や戦費について一言も触れなかった。賠償の語はその言葉のもつ最も厳密でまた最も狭い意味で使われ、失われた人命や破壊された家屋に対する補償の語は見出されない。また、平和会議の初めにはウイルソン支持を訴えていた。この「信ずべき筋」は今になってウイルソンの偉大な考えをヒステリックに攻撃している。この「信ずべき筋」は、「今日ここにいるかと思えば、明日はあそこに跳び、次の日にはあそこにいる。私はむしろバッタの方を信頼する。」[37] 彼はこのように述べて、彼の変節を攻撃するノースクリッフ自身の変節を指摘し、これに続けて、ヨーロッパ大陸ではタイムズがなお政府の半官的機関と考えられていて、それがデーリー・メールの三ペンス版にすぎぬことが知られていないと述べて、タイムズを痛罵したのである。[38]

ロイド・ジョージのこの演説は、ラモントなどが求めたような、彼自身の誤りを議員の前に明らかにするというこ

とは丁度逆であった。彼は、選挙の公約が条約の中に具体化されようとしていることをこそ強調したのであった。彼の演説は、彼の「平和宣言」が国内のあらゆる層から支持されたものであることを指摘することから始まって、作成中の平和条約に総選挙の公約が具体化されようとしていることの説明に終っている。彼の説く限りにおいて、戦争目的政治の遺産と総選挙の遺産とは矛盾してないのであった。だが、これらの遺産の間の本質的な矛盾は彼の心に重くのしかかっていたといえるであろう。彼における原則の歪曲や意見の変更は、矛盾するものを調和させようとする彼の指導の所産であった。下院での演説の中の次の一節は、彼の便宜主義が直面していた状況と、それからの脱却で志向されていた方向を暗示している。彼は講和の基礎となっている原則について説明して、「われわれは公正ではあるが、報復的ではないような講和を欲している。われわれは厳格な講和(stern peace)を欲している。なぜなら時がそれを要求しているからである。罪がそれを要求しているのだ。しかしその厳しさは復讐心を満足させるためにではなく、正義を立証するような構想にまとめられねばならぬ」[39]と、述べている。戦争目的政治の主題が復讐の否定であり、選挙の主題が厳しい講和の条件であったのに対し、講和の政治のこの時点で、ロイド・ジョージは、《報復的でない厳しさ》を講和の目標にしていたといえるであろう。ところで、条件の厳しさが報復的と受け取られぬ保証は存しなかった。平和条約作成の最終段階で、ロイド・ジョージは、厳しい条件が報復的なものと受け取られることに激しい不安を抱くことになるのであった。

二

さて、対独平和条約作成の最終段階で、ドイツ代表に手交された条約案に対する世論の反響が、連合国代表達によってあらためて問題とされることになった。ベイカーは、イギリス国内での条約案批判とパリにいたアメリカ人による批判のざわめきがもたらした、最も顕著かつ重要な効果は、ロイド・ジョージに与えた影響であった、と指摘

している。[40] この段階で、ロイド・ジョージは、顕著に機会主義的な態度を示したのであった。以下、最終段階における対独平和条約の審議の模様を若干検討しながら、彼の機会主義を考察してみることとする。

この段階で、ロイド・ジョージの最大の関心事となったものは、ドイツが条約を受け容れるか否かということであった。彼は、ドイツが条約案を拒絶することを最も恐れた。この恐れは、まず、講和条件についての公開論争への恐れとして現われる。四月五日、彼はリッデルに次のように語っている。「平和条約は、ドイツがヴェルサイユへ来た時に、彼らに手渡される。それ以前に条約が公表されたら、ドイツ政府の立場はとてもありえなくされるだろう。この条約はドイツを革命に導くかもしれぬ」と。これに続けて、彼は、非公開の方針に違反した条約の発表には厳罰をもって当たると語っている。[41] 四月二四日、四人会議は条約の公表について討議した。この会議へは、当時ベルリンから帰還した士官の意見として、条約が公表されたら、ドイツによる条約の調印は不可能となり、またその公表は過激分子の力を強化するであろうということが伝えられた。そのような事態は、ロイド・ジョージが恐れていたものであった。これに対し、クレマンソーは、一度、条約がドイツに手交されるや、その内容がドイツ側からもれてくることは必定であるから、その公表は避けられないとした。[42] ウイルソンも彼と同様の見解であった。ロイド・ジョージは、公表によってもたらされる政治的に危険な結果について、次のように述べている。すなわち、漏洩ということが非常に重大なことなのではない。問題なのは、一度あらゆることが公式に告げられると、それがイギリスの大衆によって決定的なものと解され、一度とられた立場から引っ込むことができなくなるということである、と。[43] ウイルソンとクレマンソーは、条約の公表はその概略の公表であって、原文を公表しないことにするという案を出して、ロイド・ジョージを納得させた。[44]

五月七日、条約案がドイツ代表に手交され、条約案の内容が明らかになるにつれ、イギリスでは、平和条約批判がいよいよ盛んとなった。労働諸組織の機関紙は、連日のごとく、一四カ条の理想主義とドイツに対する苛酷な要求との間にみられる顕著な相違を指摘し、条約案が連合国の戦争目的に反していることを批判した。懲罰的な経済条項と実行不可能な財政条項といった批判が、民族自決の原則の違反、ドイツ植民地を獲物（スポイル）として扱っていること、一方的な軍縮、国際連盟からのドイツの除外等に対する批判と共に紙面をにぎわした。[45] かくて、彼は国内からの批判にいよいよ不安をつのらせていった。だが、彼は、議会の絶対多数を掌握している限り、労働諸組織からの批判を容易に耐え続けうるのであった。彼を動揺させる衝撃は、イギリスからではなく、ドイツからやってきた。ドイツによる調印拒否の可能性が強くなったためである。連合国は、現実には、条約の作成をドイツ政府と全く没交渉のうちに進めていながら、ドイツの無条件降伏を前提に講和を進めていたのではなかった。連合国代表、殊にロイド・ジョージは会議において屢々、ドイツによる調印拒否という事態を想定し、この事態を考慮の対象にしようとしていた。本質的に、彼はその事態の到来を恐れていたが、条約案手交の段階では、ドイツが拒絶した場合、連合国はベルリン占領といった軍事行動に出るべきことを積極的に提案していた。[46] ところが、手交後、ドイツは国内で抵抗を準備しているといった情報が入ったり、またイギリス代表団内部から条約案に対する批判が出てくるや、彼は態度をまた変えて、ドイツに対する条件の緩和を主張しだすのであった。

条約案がドイツによって拒否された場合、連合国は、ドイツが受け容れうるように条件を緩和するか、「全面戦争――全面勝利――全面解決」の論理を一貫させるため、ドイツの全面占領を行なうかのいずれかを選ばねばならなかった。既に指摘したように、条約案手交の頃に、ロイド・ジョージはむしろ後者の道の選択を主張していた。ところ

で後者の道を採った場合、連合国によるドイツ進駐は、当然、動員解除の遅延あるいは再動員を必要ならしめるのであった。そして、それらは早期動員解除を求めた国民大衆や兵士の不満をますます増大させざるをえないのであった。力づくで条件を課することには、このような当面の政治的影響が考えられねばならなかっただけではない。それは、戦勝国の指導者達に力による平和の構想を強いるものであった。五月二二日付、ロイド・ジョージ宛のスマッツの書簡は、ドイツによる条約案承認の政治的重要性について次のように説いている。「私は、ドイツが公正で正当な平和条約に調印すべきであるということのみならず、将来のために、彼らが銃剣をつきつけられて調印を強いられることがないよう切望します。条約は、将来ドイツによって道義的に非難されるようなものであるべきではありません。……この偉大な文書の最終的裁可は人類による承認であらねばなりません」[47]と。このような勧告はロイド・ジョージをいよいよ不安にした。そして、ドイツの条約案拒否は現実のものとなった。彼の機会主義的行動はいよいよ顕著となり、そのことはクレマンソーやウイルソンを困惑させ怒らせたのであった。

五月二九日の四人会議で、ドイツからの反対提案（「講和条件に関するドイツ代表団の所見」Observations of the German Delegation on the Conditions of Peace）が会議にとどけられたことが報告されるや、その場で彼は直ちにライン地区占領の問題の再審議を提案した[49]。ドイツ反対提案は、ロイド・ジョージに最も激しい衝撃を与えたのであった。六月一日、彼は「即席の」帝国内閣の会合をもった。この会合の冒頭で、彼は、専門家達の見解について、償金問題の専門家達（＝サムナーとカンリフ）はなんら譲歩する気のないこと、ドイツ東部国境問題の専門家達は一連の譲歩を勧告したことを明らかにした[50]。次いで、彼は、譲歩に賛成であるか否かということと、なんらかの譲歩をなす場合に、書面をもってするか口頭の折衝でするかを各閣僚に問うた。これに対し、各閣僚はいくらか譲歩することに賛成したのであった[51]。この会合で、スマッツは条約案を批判し、就中、

提案されているライン地区の軍事占領に強く反対した。彼は、「軍事占領と産業条項は非両立的考えであり、軍事占領は全く不必要である」とし、また条約調印と同時にドイツを国際連盟の一員に加え、これによって独露提携の可能性をなくすることの必要等を説いた。賠償問題について、彼は、「賠償の規定は、ドイツが支払を約束する一定額、例えば、恐らく充分ではないが、五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ポンドといった一定額に定めることに変更さるべきだと考える」と述べた。[52] この会合におけるロイド・ジョージの関心は、ドイツの調印しうる条約の作成ということに全く集中していた。彼にとっての問題は、ドイツによる条約案拒否という事態の打開であった。そのことが彼にとっての実際問題であった。その解決のために既定の方針を改変することはそれほど問題でなかった。彼は、当初に依拠してきた情報が後に現実の諸条件と一致していないことが明らかになった場合に彼の意見を変えることをなんら恐れないとして、次のように述べている。「もし当初に依拠してきた情報に誤りがあったら、誤っていることを認め、また適当に条件を変えることに躊躇すべきではない。しかし課せられた条件が公正であると同時に便宜的であることを知らねばならない。公正ということはドイツが随意に提起してよい問題であるが、事の適否(expediency)は連合国の考える問題であって、ドイツの考えることではない。ドイツに関する限り連合国は公正の限度まで進む権利がある」[53]と。このように便宜的解決を示唆して、彼は、ドイツの東部国境、殊にシレジアの炭田地帯、ザール等の問題に関しドイツに譲歩すべきことを主張した。二日間にわたる審議の結果、ドイツの東部国境、軍事占領の期間、連盟への加入、および一定額に固定するという方向で賠償条項を変更すること、といった以上四項目について、ドイツに譲歩するよう四人会議で折衝する権限が彼に与えられた。[54]

かくして、六月二日の四人会議で、ロイド・ジョージはドイツに対する譲歩の必要を説いたのであった。彼はその

理由として、イギリスの世論は、本当に重大な理由なくしては、戦争の再開を支持しないであろうし、またドイツへの譲歩が戦争再開阻止の唯一の手段であるなら、イギリス政府は、国境、賠償、軍事占領等の問題で譲歩するのもやむをえないという意見であるということをあげた。ウイルソンもクレマンソーも、数カ月の論争の後やっと同意に達した時になって、ロイド・ジョージが方向転換するのに憤った。[56] 原則を奉じて行動する二人の政治家は、ロイド・ジョージの機会主義的な行動に直ぐにはついてゆきえなかった。クレマンソーは、フランス国民はドイツ人の本性をよく知っているとして、フランス国民は、ドイツに譲歩すればするほど、ドイツ人がますます要求すると思っていると述べた。一方、ウイルソンは、ロイド・ジョージがベルリン占領といった事態の到来の回避を説いたのに対し、ドイツが調印するか否かよりも、平和の取り決めが「確かで公正」であることを保証することの方により大きな関心を示して、「私は、ドイツが講和のために同意した諸原則を連合国が固守しなかったということが示されなければ、ドイツは調印しないだろうといった議論に心を動かされない」と、述べている。[58] ロイド・ジョージが主張した譲歩が、とりもなおさずウイルソンの原則への回帰を可能にするものであったにも拘らず、この時彼は譲歩そのものを嫌忌したのであった。三巨頭の間で、再度、三月末に起ったような、むきだしの論争が開始された。ライン問題の再審議提案に憤慨して、クレマンソーが、「ロイド・ジョージ氏が全問題を再度やりなおそうとせぬよう希望したい。事態は非常に重大である」と述べたのに対し、ロイド・ジョージは、イギリスの閣僚達がフランス軍のライン地域占領にヨーロッパの平和にとっての危険をみてとっていることを明らかにして、「もしクレマンソー氏およびあなたの内閣が、この点でイギリス政府と一致しない結論に達するなら、帰国して議会に全問題を明らかにするより他に方法がない」と答えた。[59] また、翌三日には、彼は五月九日の発言をひるがえして、「ベルリン占領が必要となるのを避けたい」と述べて

いる。[60]

三巨頭による審議はきわめて緊張した状態の下で続けられ、結局、ロイド・ジョージの主張した「譲歩」の必要が他の二巨頭によって認められ、条約案にはザール、上シレジアに関する条項等について若干の変更が加えられた。ロイド・ジョージが最も強く主張したのは、上シレジア諸地域の帰属を人民投票によって決するということであった。この人民投票を主張した際、彼はこの問題に対するイギリスの世論について、「私を個人的に攻撃し、その故にまた私がなしたと称されている諸提案を大架裟に云々しているノースクリッフ紙は、上シレジアの人民投票は正しいと言っている」と述べている。[61] このように世論を問題にする態度は、賠償問題の場合、より一貫してとられていたのであった。一度ドイツへの譲歩を含む修正がなされた場合、賠償問題のように原則で根本から対立していた問題が蒸し返されたのは当然であった。アメリカの専門家達は、イギリス側の譲歩的態度に「固定額」の全問題再審議の機会を見出し、その再審議をウイルソンに働きかけた。[62] ドイツ反対提案を検討して提出された賠償委員会報告書において、アメリカ側委員は、賠償の固定額が今度こそ示さるべきだと提案し、「連合国のために、ドイツの賠償義務は今こそドイツの支払いうると信ずべき理由のある定まった額に限定さるべきである」という見解を明らかにした。[63] ウイルソンがこの報告書を読み終えるや直ちに、ロイド・ジョージは次のように発言して、賠償額固定の不可能なることを力説した。

「私はアメリカの専門家の見解を検討して、満足を与えようと再三再四この問題を熟考してみた。私が達した結論は、もし総数が今与えられるなら、それはドイツ人を安心させるよりも驚かすだろうということである。彼らを驚かせないような総数は、私やクレマンソー氏が、世論の現在の状態では、国民に顔向けできる数より低いものとなろう。……論題は数えきれなくある。平和会議に出席している者達に、今総数を定めるのを求めることは、ナイアガラの大渦巻の中にいる人に馬の値段を定めるのを求めるようなも

のである。」(64)

このように、彼は依然として、国内世論の状態を理由に、賠償額の決定の不可能なることを主張したのであった。三月末あるいは四月に決定された賠償の基本線は全く変えられなかった。そして、ドイツに対する連合国の回答は、ドイツ産業の再開は連合国にも利益のあるところであるから、連合国側にはドイツの通商貿易を邪魔しようとする意志のないことを表明したり、ドイツの反対が条約案の賠償、財政、経済規定についての彼らの誤解に基づいていること等を指摘すること等に終始した。

賠償問題の審議において、国内世論の状態は、最終段階に至るまで、決定の内容を規制した重大な要因であった。また、条約の成立そのものにとっても、世論の動きが問題にされねばならなかった。六月一六日に、ドイツ側の「所見」に対する連合国の回答がドイツ代表に手交されることになったが、依然としてドイツの調印拒否と軍事行動の再開にいかに処するかという問題が残されていた。回答手交の日に、調印拒否の際に取るべき軍事行動について論議され、その際三巨頭は、調印が拒否された場合には、ベルリン進駐を含む強力な軍事行動に出るべきことに意見の一致をみた。この結論に対し、フォッシュ元帥が、前言をひるがえして、当時の連合国の兵力では三巨頭の考えるような軍事行動に出ることはできないと答えたので、彼らは激しくフォッシュの責任を追求した。彼らは、軍事行動のために新らたな動員を必要とするのであれば、議会で重大な困難に遭遇せざるをえないと述べた。(65) このように、あらゆる決定、あらゆる行動が、議会や国民への影響、議会や国民からの反作用との関連で考えられねばならなかった。しかし、そこに真に民主的な政治指導があったかといえば、このことは、ロイド・ジョージの場合、大いに疑問とせざるをえない。賠償問題についてこれまで考察してきたところから明らかなように、彼は議会や新聞の要求を非合理的な

ものと考えていたが、最終的決定に至るまで、遂に彼は議会に賠償問題の真の姿を明らかにしようとしなかったし、合理的な解決のために世論を喚起しようともしなかった。最後まで、彼はサムナー＝カンリフの束縛から脱することができなかったのである。

三　以上において、対独平和条約の作成と関連して審議された、ヨーロッパ再建の諸問題についての考察を終える。対独平和条約それ自体はドイツによって調印されたが、ヨーロッパ再建にはなお重大問題の解決が残されていた。殊に、ロシア問題と賠償問題については、明確な決定をしないことが平和会議での取り決めであった。このような取り決めがなされるについては、ロイド・ジョージの外交の性格が大きく働いていたといえるであろう。「パリ平和会議史」は、平和条約に対するロイド・ジョージの勧告の成功と失敗とについて次の諸点を指摘している。まず失敗点として、(一)ロシアを国際連盟や平和会議と和解させるという考えを成就しえなかったこと、(二)連盟規約調印前に一般軍縮を達成しえず、また連盟へのドイツの早期加盟を実現しえなかったこと、(三)彼の望んでいた以上に、ドイツとハンガリーが領土と人口の割譲を求められ、逆に、トルコの割譲は彼の望んだもの以下であったこと、(四)戦争犯罪人に対する処罰が行なわれず、保障条約が批准されなかったこと、(五)ドイツの経済条件の取り決めがなされず、また賠償問題が未解決に留まったこと。成功の面としては、ドイツによる条約調印には、彼がドイツに対する条件の緩和を主張したことがあずかって大きな力となっていたこと、ドイツ軍縮案作成への寄与等があげられる(66)。政策目標の達成という観点からすれば、委任統治制の名の下に、英帝国に有利になるよう戦敗国の植民地や領土を分割したことも成功の中に加えられよう。

さて、国際政治の安定という観点から、彼の構想の中核となったものは、低水準における軍事力の均衡であった。

国際連盟や保障条約は、それに付加される補足的保障であったといえる。この意味で、彼の成功はドイツの思い切った軍縮の達成にあった。しかし、ドイツの軍縮の後に予定されていた一般軍縮が具体化しなかったため、戦後の政治は大きな不均衡をもって始まることとなったのである。このことは、連合国の側に安定維持のための重い責任を課すものであった。E・H・カーは、ドイツの恒久的弱体化は、その維持に大規模な武力の恒久的適用を必要としたと指摘している。(67) ところで、平和会議中から顕著であった、英仏の対立、ヨーロッパのこれら大国とアメリカとの戦後構想における基本的な対立から考えて、連合国の側には、武力の恒久的適用を可能ならしめるような統一政策は存しなかった。また、安定のためという大義名分で、旧式の勢力均衡原則と似ても似つかぬ政策を適用した以上、連合国は、この支配体制維持のため、ドイツを納得させる安全の基礎を創造する責任を負っていた。しかるに、連合国は、まずその出発点から、ドイツの同意した「戦後処理の原則」を無視することによって、ドイツに不信の念を抱かせ、この全くの不均衡による安全の体制の正統性的根拠を自ら掘り崩していたのであった。ロイド・ジョージが、フォンテンブロー覚書で書いたように、講和の条件がいかに厳しかろうと、それを課せられた国民がそれを公正なものと受け取る限り、不平がささやかれることはないのであったが、現実の取り決めは丁度その逆の結果をもたらすような類いのものであった。

一九一九年の講和は、かかる政治的弱点を含んでいた上に、国際経済不安定化の要因を孕んでいた。ロイド・ジョージのみならず、米仏首脳も、経済・金融の問題に対する理解の欠如や認識不足を理由に批判されている。本章での考察から明らかなように、ロイド・ジョージの場合には、経済的知識の有無よりも、問題の扱い方により多くの政治的問題が含まれていた。彼自身は、償金取り立てにおける過度の要求が、かえって経済的に悪い結果をもたらす心配

のあることを認めていなかったわけではなかった。彼はそれを認めていたが故に、賠償額の最終的決定を平和条約に記載しないという方策を強く主張したのであった。最後に、賠償問題の「政治的解決」ということに顕著にみられる彼の機会主義的適応のもたらしたものについて若干検討してみることとする。

回顧録の中で、ロイド・ジョージは、正義の原則に基づいて賠償要求の権利が獲得されたが、賠償の取り立てに困難と経済的悪影響が予想される場合、「正義の法則」をどこまでその違犯者に強いるのが望ましいかは、「通常の英知すなわち便宜(expediency)の問題」であると書いている。(68) また、既に引用したように、ドイツに課した条件は「公正であると同時に便宜的なものであった」ことを知らねばならぬ、とも述べている。(69) これらの言葉から明らかなように、彼は公然と問題の便宜主義的解決を押し進めようとしたのである。四月一六日の下院での演説で、彼は、「平和宣言」、休戦の際の「講和の条件」、総選挙での公約に含まれ平和条約に盛られようとしている賠償の条件は、内容的に矛盾していないと述べたのであった。しかし、右のそれぞれに含まれている条件は、それらが出された時の状況の所産であった。それらを生み出した状況はきわだって異なった様相を呈しており、しかもロイド・ジョージの指導はそれらの各々に巧妙に適応していったのである。各々の危機的状況を、彼は、便宜を原則に優先させることによって乗り切ってきたのであった。従って、彼が原則として提示するものも、決定作成の正当な準則であるとはかぎらないのであった。一九一九年の講和の原則が、ウイルソン綱領にあったことは疑いえないのであるが、彼が便宜に対置させた正義の原則は、ウイルソン綱領と合致するものではなかった。ケインズが、賠償条項の便宜的性格をついたのは、「戦後処理の原則」に対する関係においてであった。これに対し、ロイド・ジョージの場合には、正義の規則に従って賠償金を取り立てようとすれば、経済的に悪い結果が予想されるから、取り決めのためには政治的便宜主義が必要だと唱えら

れている。何を原則とみるかにおける根本的対立から、便宜主義についての両者の見方は全く相反している。[70] ロイド・ジョージは、正義の原則と現実との架橋のために便宜主義的解決の必要を強調し、それによって実際の解決はケインズの求めたような結果へ接近しうると説いたが、彼のいう英知の必要は「戦後処理の原則」に対する彼の機会主義的な態度から生じていたのであって、その原則の達成のために、彼のいう便宜主義が必要となったのではなかった。

さて、当面の要求や圧力に対処する便宜主義に立つ以上、問題の処理が、「問題を解決することなく、当面の対立を『折り合わす』(square) 一時的な間に合わせ」[71] をもって行なわれがちであったのは当然であった。目標を設定して、その目標のために状況を変えてゆこうとすることなく、変化する状況に対する機会主義適応に終始する場合、問題の解決は後へ後へと延ばされてゆかざるをえないのであった。一九二三年一月に至ってなお、ロイド・ジョージは、賠償問題の「実際の難儀はその問題自体を解決することにではなく、それを取り巻いている世論を満足させることにある」と述べている。[72] また、賠償問題の公正で最終的な決定への唯一の希望の綱は、フランスが現実にイニシャティヴを取っていた賠償委員会に代わる賠償問題裁決機関に、アメリカ代表の出席を得ることだとも述べている。[73] 平和会議における決定と右の言葉とを結びつけると、賠償問題についての彼の政策を一応次のように描きうるであろう。すなわち、賠償問題で、世論が彼の欲する合理的解決の道を認めそうもないので、彼は、問題の最終的決定が平和条約締結後の、世論が冷静さを取り戻した時期に、賠償委員会によってなされることを期待した。賠償委員会では、アメリカ代表が議長となり、英伊の賛同を得て、寛大な処置がなされえたであろうと。しかるに、予想されていたところではあったが、条約締結後依然としてフランスは寛大な政策をとろうとせず、さらにフランスを抑えて公平な調停人の役を果たすべく期待されたアメリカは、賠償委員会に代表を送らなかった。かくて、ロイド・ジョージは、賠償の全計画

を覆したのはアメリカの背信行為であったと主張し[75]、またアメリカが戦債問題でイギリスを初めとする連合国に無理解きわまる態度をとったと批判することになるのであった。このように、責任をアメリカやフランスに押しつけてみたところで、彼の責任は消えはしない。なぜなら、賠償条項の作成に当たり、彼が努めたのは、戦債と賠償とが統一的問題であることを説くことより、巨額な賠償を獲得することであり、しかも、彼自身が煽動に一役買った世論の要求を理由に「戦後処理の原則」を歪めることであったのであるから。

世論の反対を理由に、賠償総額を固定せずまた条約に記載しないようにしたことは、国内の状況に対する彼の機会主義的適応、あるいは当面の世論の要求と彼が考えたものと究極の国民的利益との衝突を回避する「巧妙な」方策ではあったが、責任あるリーダーシップのとるべき道ではなかった。賠償総額を決定しようとせず、時が合理的な解決をもたらすのを待つのは無責任なリーダーシップであったといわざるをえないであろう。勿論、彼のとった方策すべてを、彼の権力維持のための無原則的な行動によるものと解することは正当でないにしても、彼の便宜主義的方策が、「民衆の政治」から発生した「人民的統制」の負の状況に対処した賢明な方策であったとみることはできないであろう。民衆の政治が彼の抱負であったとしても、平和会議中に、彼の目標を明確に設定して、世論の批判を求めることは、確に困難であったかもしれない。平和会議で外交の公開ということが論議された際、彼は次のような発言をしている。「民主的方法の本質は、政府の審議が公開で行なわるべきであるということではなく、その結論が衆議院(poular Chamber)の審議や、新聞の自由で公開の討論を受けるべきであるということである。」[76] 外交折衝ということを考えれば、このような彼の考えは現実主義的なものであったといえよう。だが、賠償問題の場合、自ら掘った墓穴に陥らないようにするためには、まさに彼は世論に訴える決断と勇気を求められていたといえるであろう。

(1) 状況の変化に対するロイド・ジョージの敏捷な対応ぶりについて、ケネディは次のように書いている。「外部からの影響や環境へかくもたやすく順応していったひとはあるまい。彼は政治のプロテウス (the Proteus of politics) であり、いかなる政治的状態も自分のものにしうるように思われる。」Kennedy, Old Diplomacy and New, p. 282.

(2) 巨額な賠償要求が理性的に考えれば期待できぬものであることを一方で認めながら、他方でロイド・ジョージが世論の反対を口にし、そして総選挙の公約を卒直に取り消すかわりに、彼は、自分の都合のよいように、自分のところの対立している専門家達を張り合わせて、自分の責任を回避しようとした、とベイカーは批判している。Baker, II, 377. なお「超然政策」は、ウィルソンとクレマンソーを闘わせ、その間にあって自分の立場を有利にしてゆく彼のやり方に、ベイカーが名づけたもの。Baker, II, 53.

(3) 前者の批判的な立場をとる者は、ベイカーとケインズよってに代表される。後者の立場をとる者として、マッカラムやニコルスンをあげうる。McCallum, Public Opinion and the Last Peace, p. 48; Nicolson, Curzon, p. p 217–18.

(4) Nicolson, Ibid.

(5) 本稿第一章第二節、本誌一三巻二号、一〇四—五頁参照。

(6) PD, Vol. 112, col. 71.

(7) Ibid., cols. 72–3.

(8) Riddell's Intimate Diary, p. 24. リッデルは、彼の日記の二月八日の項に、ロイド・ジョージが、大きな不安をもって将来を眺めているという考えを表明したこと、そしてロイド・ジョージの「責任は最も頑強な精神をも畏縮させるに充分なものがある」と書いている。Ibid., p. 21.

(9) Ibid., 36.

(10) 三月に行なわれた、ウエスト・レイトン (West Leyton) の選挙で、連立派候補の得票差が五千から二千へ減少したこと、リヴァプールでの補欠選挙でも同様の結果が現われたこと。Ibid., p. 32.

(11) The Times, 12 April 1919.

(12) Riddell's Intimate Diary, p. 49.

(13) Ibid., 50.

(14) Brand, "The Attitude of British Labor toward President Wilson during the Peace Conference," A. H. R., p. 247. もっとも、このような国際連盟中心の平和構想に対しては、左右両翼からの批判が高まっていた。殊に、右派は、ウィルソンが彼の連

盟を押しつけようとしており、実際の平和条約の作成が遅れ、賠償や国境の問題がなんら解決されてないとして、ウィルソンを非難した。(Ibid., p. 249.)

(15) Lloyd George, I, 563.

(16) Riddell's Intimate Diary, pp. 50-1.

(17) Steed, Through Thirty Years, Vol. II, p. 286. なお、スティードは、ノースクリッフからの独立を、編集長就任のための条件とした書いている。

(18) The History of the Times, Vol. IV, part I, p. 498.

(19) The Times, 11 April 1919.

(20) The Times, 12 April 1919.

(21) Steed, op. cit., p. 320.

(22) Riddell's Intimate Diary, p. 45.

(23) Ibid., p. 40.

(24) Ibid., p. 46.

(25) Ibid.

(26) Ibid., pp. 40, 42, 46.

(27) 以下に、四人会議成立の事情と、四人会議で取られた外交折衝の方法について簡単に述べてみることとする。三月下旬近くに十人会議は、ポーランドとドイツとの国境について審議していた。この審議の過程で、十人会議でのロイド・ジョージの発言が外に漏れ、彼の考えはドイツに融和的だとして、彼は新聞によって攻撃された。彼はそこで、会議の審議内容が故意に漏されたりするのなら、最終会議が成立するまで意見の表明をさしひかえたいと述べて、情報を流したと思われるフランス側を非難した。FR, Paris 1919, IV, 444-46. 漏洩という問題が生じ、しかも審議は最も困難な局面に達していたので、四巨頭は、十人会議が審議の秘密を保つには不適当であるということに意見の一致をみ、四巨頭のみから構成される「四人会議」の設置に踏み切った。かくてこれ以後四月中旬近くまで、またそれ以後も屢々、必要の生じた場合にのみ専門家達を招じ入れて意見を聞くが、それ以外は通常四巨頭のみで決定作成を行なうことになった。

この折衝方式は、会議の構成員を極度に縮小することによって、審議内容の秘密を保ち、ある時点での個々的な決定に対して会

議の外から反響の及ぶのを遮断し、審議を早めるという利点をもった。しかし、それはまず、講和の内容に重大関心をいだく国内世論から、その秘密主義(secrecy)を批判されねばならなかった。さらに、この方式は、外交という観点からみた場合、見逃しえぬ問題点を孕んでいたといえる。なぜなら、この方式を採った場合、条約の作成は個人外交(personal diplomacy)の形で行なわれることになるのであった。その結果、そこには政策の個性化(pernalization of policy)の危険(Cf. E.B. Haas and A.S. Whiting, Dynamics of International Relations (1956), p. 142.)が生ぜざるをえないのであった。巨頭間の個人的折衝の深まりは、彼らの間の協定が、決定作成後における協定批准段階での彼ら各々の指導力の継続、あるいは彼らが個人的に同意した政策の継続を前提に決定作成をなすという危険をもたらすのであった。他方、秘密主義は、情報網の狭隘化および指導者とブレーンとの間のコミュニケーションの低下をもたらすことによって、右の危険をいよいよ増大させるものであった。このことはウィルソンにおいて最も顕著であったといえる。Cf. Baker, I, 151; Lansing, The Peace Negotiations, pp. 214-18.

(28) Riddell's Intimate Diary, p. 48.
(29) Ibid., p. 42.
(30) Steed, op. cit., p. 317.
(31) Riddell's Intimate Diary, p. 48.
(32) Burnett, Document 262, p. 899.
(33) House and Seymour, What Really Happened at Paris, pp. 267-68.
(34) PD, Vol. 114, col. 2948.
(35) Ibid., col. 2949.
(36) Ibid., col. 2950.
(37) Ibid., col. 2952.
(38) Ibid., col. 2953.
(39) Ibid., col. 2950.
(40) Baker, II, 109.
(41) Riddell's Intimate Diary, p. 46.
(42) FR, Paris 1919, V, 204.

(43) Ibid.

(44) FR, Paris 1919, V, 204-5, 470.

(45) Brand, op. cit., p. 251. 独立労働党の機関はその決議文の中で次のように宣言している。「この条約は資本家、軍国主義者および帝国主義者による瞞着である。それは一九一四以前に存したあらゆる悪弊をますます激しくしている。それは世界平和をもたらすのではなく、別のもっと悲惨な戦争への道である。」Maddox, Foreign Relations in British Labour Politics, p. 90.

(46) FR, Paris 1919, V, 527.

(47) Baker, II, 104.

(48) FR, Paris 1919, VI, 795-925. ドイツ反対提案は、まず、ドイツ代表団が休戦の過程で「同意された諸原則」に基づいた正義の講和を予想して出席してきたのに、手交された条約案がドイツ国民にとって履行不能なものであることを述べている。(795.) 次に、不当な領土割譲、同意された条件を越えた賠償要求、ドイツの主権に対する甚しい制約の付加等について、細目にわたり指摘される。(795-99.) 彼らの反論の出発点は、「一方における条約案と他方の同意された法的根拠敵国政治家によるそれ以前の保証、および国際法の一般通念との矛盾」に求められた。かかる矛盾の指摘を、賠償問題についてみれば、反対提案は「補償〔賠償〕」の項を設けて「ドイツの償金支払義務の法的根拠」を問うた。反対提案を出す前に、ドイツ代表は、ドイツの戦争責任の問題で、ロイドジョージの「平和宣言」を引用して、賠償条項が同意された原則に反するものであると主張したし (39-40)、また反対提案では、一四カ条およびランシング通牒を盾に取って、ドイツ政府が休戦締結期に責任を認めたのはベルギー攻撃に対してのみであり、また賠償義務が拡張されるのは北部フランスの地域に対してであることを強調し、条約案は「一九一八年の崇高な声明や規約に含まれているものをはるかに越えている」と反論した。(850-51.)

(49) FR, Paris 1919, VI, 108-9.

(50) Lloyd George, I, 689-90.

(51) Ibid., 691.

(52) Ibid., 692-93.

(53) Ibid., 701.

(54) Ibid., 718-20.

(55) FR, Paris 1919, VI, 139-42.

(56) 「クレマンソーは苛立ち、ウィルソン大総領は真正直に憤った」と、ロイド・ジョージは書いている。Lloyd George, I, 720.
(57) FR, Paris 1919, VI, 142; 278.
(58) Ibid., 151-52.
(59) Ibid., 145.
(60) Ibid., 151.
(61) Ibid., 305.
(62) Burnett, p. 137.
(63) FR, Paris 1919, 266.
(64) Ibid., 261-62.
(65) Ibid., 508.
(66) HPCP, VI, 550-51.
(67) Carr, Conditions of Peace, p. 193.
(68) Lloyd George, I, 438.
(69) Ibid., 701. 本誌、本号、一七頁参照のこと。
(70) 平和条約が正義の原則に全く矛盾するものでなかったと考えれば、ケインズが、主として講和の経済的側面から、重い賠償をドイツに課すことに反対したことは、彼が、彼に向けられた批判とは逆に、便宜主義という「政治的英知の感覚」の持主であったことの証左となる。このように皮肉って、マントゥは、ケインズの見解こそ政治的便宜主義は立つものと批判している。Mantoux, The Carthaginian Peace, pp. 157-59.
(71) J.M. Robertson, Mr. Lloyd George and Liberalism (1923), p. 109.
(72) Lloyd George, Where are we going? (1923), p. 136.
(73) Ibid., p. 143.
(74) Lloyd George, I, 513.
(75) Lloyd George, The Truth about Reparations and War-Debts (1932), pp. 102 ff.
(76) FR, Paris 1919, III, 611.

むすび

第一次大戦中における人民外交の展開は、一九一九年の講和とそれに続く時期のイギリス外交政策に、国際政治の民主化に関連した多くの遺産を残すことになった。支配層は、民衆の支持を受けた諸原則を歪曲、無視したり、世論操作によって、彼らの要求を大衆の要求であるかのごとく擦り替えたりすることによって、「戦争目的政治」の遺産の継承を拒もうと努めたのであった。しかし、象徴の遺産は広く世界的な遺産として残されていた。インドその他の植民地・保護領の諸民族は、「民主主義を救うために」彼らが戦ったことを忘れはしなかった。戦後になって、民族自決の問題は、アイルランド自治問題で最も尖鋭化して現われる。他方、政策形成の過程へのその遺産は、帝国主義的政策の抑制により根強く残されることとなった。一九二三年に、ロイド・ジョージは、ボルシェヴィキ政権へ戦争をしかけることの非なることを説いて、「一九一九年にわれわれが発見したように、土地を荒廃させたり、その人民をうとんずることなしに、一国の当分の間の政府に戦争をしかけることはできぬ相談である。その人民から、彼らの生活に不可欠な商品を奪うことなく、その国との貿易を拒むことなぞできない。それ故、害を受けるのは人民なのであり、その被害を最後に憤ることになるのは人民である。政府は出来ては消えるが、民族は永遠に生存し続ける」と、述べている。(1) 彼の外交と外交政策は、表面的にもせよ、人民の同意や人民の福祉にかかわり合う点で、人民外交の要請された時代の要求に応えようとするものであった。帝国主義政策の遂行は「原則」の歪曲をもってしか可能でなく、またその歪曲は便宜的解決をもってしか行なわれ難かった。ロイド・ジョージの考えが、積極的にあるいは制約された形で具体化されていた諸構想において、国内の大衆からの反響を恐れずに出された構想は殆どなかった。国際連盟の創

設、軍縮、対露軍事干渉への反対、賠償取り立て、これらのすべては、大衆に与える政治的影響との関連で主張されている。彼の構想は、しかし、利他的民衆を基盤とした国際協調への信念に基礎を置いていたのではなく、イギリスが「世界の諸国家の間で断じてひけをとらぬ位置にあることを確保する」という権力政策で満たされていた。このように、大衆を大動員したことからもたらされた種々の性格の人民的統制に対処しながら、権力政策を推進することは、ある場合には、帝国主義的政策の非弾力性と非現実主義的性格を補正する面を持ちはしたが、それは究極的には、国際協調を維持する基礎条件の創造をなしえないのであった。

(1) Lloyd George, Where are we going?, p. 302.
〔補遺と訂正〕対独平和条約条文の訳は「朝陽会」発行の「同盟及連合国ト独逸国トノ平和条約竝議定書」（外務省訳）によった。外務省訳の条文を引用した際には、大体、訳文通り片仮名のままそれを引用した。
筆者のノート作成の際の過ちから、次の箇所に誤りがあったので、お詫びして訂正させていただく。第一章、第二節、本文中の（第一三巻、第二号、九五頁）ウインストン〔・チャーチル〕をウイルソンに。

（本研究に対し、昭和三十六年度文部省科学研究費の交付を受けたことを附記する。）

THE HOKKAIDO LAW REVIEW
Vol. XIV No. 2
SUMMARY OF ARTICLES

LlOYD GEORGE AND THE RECONSTRUCTION OF EUROPE (IV)

Hiroshi YOSHIKAWA
Asst. Prof. of Political Science
Hokkaido Gakugei University

For the reason of the condition of public opinion, Lloyd George asserted to write no fixed sum of reparation in the treaty. This was an "ingenious" plan to evade the conflict between chauvinistic demands and "the principle of the settlement". This was an expedient policy that showed his opportunistic attitude.

In the peace programme in which his idea took concrete shape, there was no plan but was concerned about the reflection from the masses. However, the programmes did not rely upon altruism of the people and international public opinion. His diplomacy succeeded in rectifying inelasticity of a imperialistic policy, but his foreign policy could not contribute to creation of the fundamental conditions to maintain international peace.